

下野市地域防災計画 (令和 3 年度修正)

目次

第1編 総則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	下野市の災害対策の理念と見直しの視点	2
第3節	防災関係機関等の責務と業務の大綱	5
第4節	下野市の概要	14
第5節	地震被害想定	16

第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節	防災意識の高揚	101
第2節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	105
第3節	災害関係ボランティアの環境整備	109
第4節	防災訓練の実施	111
第5節	避難行動要支援者対策	117
第6節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	122
第7節	水害、台風・竜巻等風害に強いまちづくり	124
第8節	水防体制の整備	126
第9節	農業関係災害予防対策	129
第10節	情報・通信網の整備	131
第11節	避難体制の整備	134
第12節	消防・救急・救助体制の整備	151
第13節	保健医療体制の整備	153
第14節	緊急輸送体制の整備	155
第15節	防災拠点の整備	157
第16節	建築物災害予防対策	159
第17節	公共施設等災害予防対策	171
第18節	危険物施設等災害予防対策	173
第19節	文教施設等災害予防対策	178
第20節	相互応援体制の整備	182

第21節	災害廃棄物等の処理体制の整備計画	185
第2章 災害応急対策計画		
第1節	活動体制の確立	251
第2節	災害情報の収集・伝達	273
第3節	通信手段の確保対策	291
第4節	災害拡大防止活動	294
第5節	相互応援協力・応援、派遣要請	321
第6節	災害救助法の適用	325
第7節	避難対策	330
第8節	広域一時滞在対策	341
第9節	救急・救助活動	351
第10節	医療救護活動	354
第11節	緊急輸送活動	356
第12節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	359
第13節	農地・農業用施設等応急復旧活動	381
第14節	保健衛生活動	383
第15節	障害物等除去活動	390
第16節	廃棄物処理活動	392
第17節	文教施設等応急対策	411
第18節	住宅応急対策	414
第19節	労務供給対策	416
第20節	公共施設等応急対策	418
第21節	危険物施設等応急対策	421
第22節	広報活動	422
第23節	自発的支援の受入	425
第3章 災害復旧・復興計画		
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	501
第2節	民生の安定化対策	503
第3節	公共施設等災害復旧対策	507
第4章 火災・事故災害対策計画		
第1節	火災対策	601
第2節	交通関係事故災害対策	608
第3節	放射性物質・危険物等事故対策	631

第3編 震災対策編

第1章 震災予防計画

第1節	防災意識の高揚	701
第2節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	703
第3節	災害関係ボランティアの環境整備	703
第4節	防災訓練の実施	704
第5節	避難行動要支援者対策	704
第6節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	704
第7節	震災に強いまちづくり	705
第8節	農業関係災害予防対策	706
第9節	情報・通信網の整備	706
第10節	避難体制の整備	706
第11節	消防・救急・救助体制の整備	708
第12節	保健医療体制の整備	709
第13節	緊急輸送体制の整備	709
第14節	防災拠点の整備	709
第15節	建築物災害予防対策	710
第16節	公共施設等災害予防対策	713
第17節	危険物施設等災害予防対策	713
第18節	文教施設等災害予防対策	713
第19節	相互応援体制の整備	713
第20節	災害廃棄物等の処理体制の整備計画	714

第2章 震災応急対策計画

第1節	活動体制の確立	801
第2節	災害情報の収集・伝達	805
第3節	通信手段の確保対策	807の2
第4節	相互応援協力・応援、派遣要請	807の2
第5節	災害救助法の適用	807の2
第6節	避難対策	807の3
第7節	広域一時滞在対策	810
第8節	救急・救助・消火活動	811
第9節	医療救護活動	813
第10節	二次災害防止活動	813
第11節	緊急輸送活動	814
第12節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	814

第13節	農地・農業用施設等応急復旧活動	814
第14節	保健衛生活動	831
第15節	障害物除去活動	831
第16節	廃棄物処理活動	831
第17節	文教施設等応急対策	831
第18節	住宅応急対策	832
第19節	労務供給対策	832
第20節	公共施設等応急対策	832
第21節	危険物施設等応急対策	832
第22節	広報活動	833
第23節	自発的支援の受入	833
第3章	震災復旧・復興計画	
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	881
第2節	民生の安定化対策	881
第3節	公共施設等災害復旧対策	881
第4編 原子力災害対策編		
第1章	総 則	
第1節	計画策定の趣旨	901
第2節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等	902
第3節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル	904
第4節	運用上の介入レベル	905
第5節	計画の基礎とするべき原子力災害の想定	907
第2章	原子力災害予防計画	
第1節	初動体制の整備	921
第2節	市民等への情報伝達体制の整備	922
第3節	避難活動体制等の整備	923
第4節	モニタリング体制の整備	925
第5節	市民等の健康対策	926
第6節	農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	927
第7節	児童生徒等の安全対策	927
第8節	緊急輸送体制の整備	928
第9節	市民等に対する普及・啓発活動	929
第10節	防災訓練の実施	930

第3章 原子力災害応急対策計画

第1節	災害対策本部等の設置	951
第2節	情報の収集・連絡活動	956
第3節	市民等への情報伝達	957
第4節	屋内退避・避難誘導等	959
第5節	モニタリング活動	961
第6節	医療活動等	962
第7節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	963
第8節	児童生徒等の安全対策	965
第9節	緊急輸送活動	966

第4章 原子力災害復旧・復興計画

第1節	市民等の健康対策	981
第2節	風評被害対策	983
第3節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	984
第4節	損害賠償	986
第5節	各種制限の解除	987

資料編

1 防災組織関係	
1-1 防災関係機関の連絡先	1001
1-2 下野市防災会議条例	1004
1-3 下野市防災会議委員名簿	1006
1-4 下野市災害対策本部条例	1007
1-5 標準動員表	1008
1-6 災害対策本部組織図	1009
1-7 災害対策本部各部・班の事務分掌	1010
2 相互応援関係	
下野市災害協定一覧表	1031
2-1 石橋地区消防相互応援協定書	1041
2-2 災害時における市町村相互応援に関する協定	1042
2-3 災害時の情報交換に関する協定	1044
2-4 災害時における備蓄品の共同利用に関する協定	1045
2-5 災害時における食糧・生活必需品等の輸送協力に関する協定	1046
2-6 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	1048
2-7 災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定	1050
2-8 下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定	1052
2-9 災害時における相互支援協定書	1054
2-10 大規模災害時における代替施設等の一時利用に関する協定	1056
2-11 原子力災害時における笠間市民の県外広域避難に関する協定書	1058
2-12 災害時広域支援連携協定書	1059
2-13 災害時の「道の駅」利用に関する基本協定書	1061
2-14 石橋地区防災用物品の備蓄に係る実施要綱	1062
3 消防関係	
3-1 消防団の現況	1081
3-2 消防組織・施設の状況	1081
4 水防関係	
4-1 下野市水防計画	1082
4-2 主要水門・樋門一覧	1121
4-3 主要取水堰一覧	1123
4-4 水防倉庫・水防資材一覧	1123の2
4-5 重要水防箇所	1123の3
4-6 浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設	1124

5 危険物関係	
5-1 危険物規制対象数一覧	1125
6 要配慮者関係	
6-1 社会福祉施設	1127
7 輸送関係	
7-1 栃木県消防防災ヘリコプター 飛行場外・緊急離着陸場一覧	1129
7-2 栃木県ドクターヘリ ランデブーポイント一覧	1129
8 備蓄関係	
8-1 現物備蓄食料の状況	1130
8-2 現物備蓄品の状況	1130
9 避難関係	
9-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	1133
9-2 福祉避難所一覧	1163
9-4 避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害編）	1164
9-5 台風及び前線に伴う洪水等を対象とした、下野市の避難指示等の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）	1171
10 保健衛生関係	
10-1 水道事業浄水施設	1173
10-2 下水道施設	1173
10-3 ごみ収集・運搬車所有状況	1173
10-4 ごみ焼却施設	1174
10-5 粗大ごみ処理施設	1174
10-6 し尿収集・運搬車所有状況	1175
10-7 し尿処理施設	1175
11 災害救助関係	
11-1 災害救助法施行細則（別表第一・第二）	1191
12 応急危険度判定関係	
12-1 下野市震災建築物応急危険度判定実施要綱	1201
12-2 下野市被災宅地危険度判定実施要綱	1204
13 その他	
13-1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）	1206
13-2 個人の防災心得	1231

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

下野市地域防災計画（以下「計画」という。）は、本市における風水害や火災、地震などの災害に係る予防、応急、復旧・復興対策に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

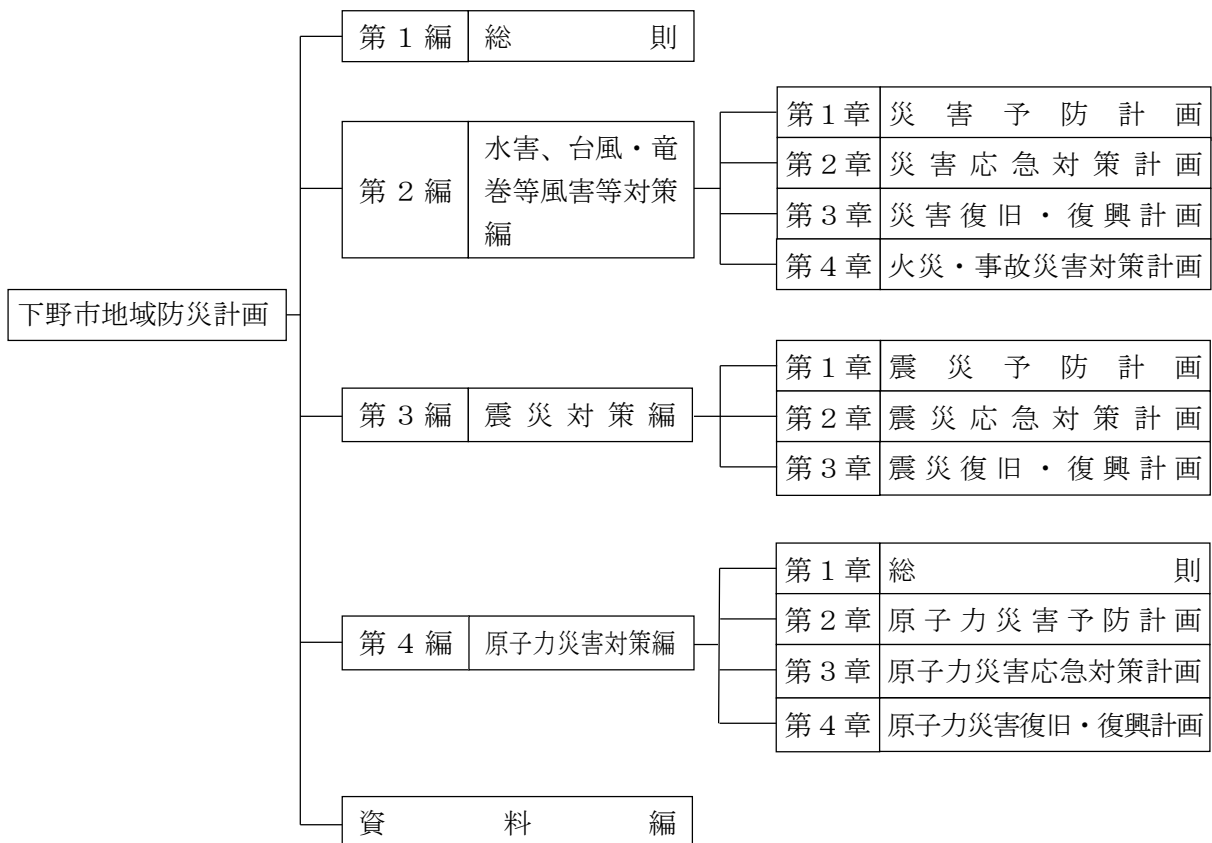
2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び下野市防災会議条例（平成18年条例第17号）第2条の規定に基づき下野市防災会議が策定する計画であり、市及び防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

市、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

3 計画の構成

下野市地域防災計画の構成は、以下のとおりである。



4 計画の修正

市、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期す。

第2節 下野市の災害対策の理念と見直しの視点

東日本大震災や近年発生した災害への対応を通して得た教訓を踏まえるとともに、防災の基本理念を具体的に実行するため、「自助、共助・互助、公助による取組」、「総合的な地震防災体制の見直し」、「ハードとソフトを組み合わせた『減災』対策」、「広域災害への備え」、「被災者の視点に立った支援活動」の5つの視点に立って下野市地域防災計画を見直し、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

1 計画修正の理念

平成23年3月11日14時46分に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大規模の地震であり、これに伴う津波や東京電力福島第一原子力発電所事故によって、栃木県を含む東日本全域にわたる未曾有の大災害が引き起こされた。

また、市においては、平成27年9月の関東・東北豪雨や令和元年度東日本台風（台風19号）による水害の発生により、床上及び床下浸水が発生。さらに、市内各所において道路や田畑の冠水も発生した。

市では、これらの災害への対応やこのとき得られた教訓等を踏まえて各防災対策の見直しを行う。

(1) 市民の生命を守る

地震や台風、竜巻等風害など、本市で今後想定される様々な災害に備え、市民の命を守ることを最優先とした防災・減災対策を行う。

(2) 自助、互助・共助と公助による支え合い

防災の基本理念を実行し、災害に迅速かつ的確に対応していくためには、行政による「公助」はもちろんのこと、市民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」と、地域の住民がお互いに助け合う「互助」、災害関係ボランティア団体・NPO、社会福祉協議会、企業等が支援する「共助」、行政による「公助」が、相補って協力していくことが重要である。

このため、各主体が互いに連携し、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取組を行っていく。

(3) 災害に強い地域づくりの推進

消防団や自主防災組織の活性化、食料や物資等の備蓄、正しい防災知識の普及や防災教育の充実、地域の危険情報の周知徹底、災害関係ボランティアとの連携などを行うとともに、今後発生する災害に備え、建物の耐震化や、道路・河川・橋りょう等の社会基盤の整備など、市民総ぐるみの防災対策により、災害に強い地域づくりを目指す。

2 計画見直しの視点

計画の見直しに当たって、次の5つの視点に立って防災対策の改善に取り組むこととした。

(1) 「自助、互助・共助、公助」による取組

災害に備えるため、防災の基本理念である「自助、互助・共助、公助」による総合的な防

災体制の見直しに取り組んでいく。それには、行政の対策に加え、市民、自主防災組織、事業者等が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら協力して実施することが極めて重要である。

このため、市民や自主防災組織は自らや地域の防災対策を積極的に実施するほか、事業者は従業員等の安全確保や事業の継続、地域への協力に努める。

また、市は、県と連携を図りながら防災対策の総合的な推進を図るほか、災害における事業継続計画の策定や市民等への積極的な支援を行う。

(2) 総合的な地震防災対策の推進

市は、平成25年度に実施した県の地震被害想定調査結果に基づき総合的な地震防災対策の見直しを図っていく。

また、県外を震源とし、本市に被害が想定される首都直下地震、関東平野北西縁断層帯等についても相互応援協力や広域一時滞在対策を含めた総合的な防災体制の整備に取り組む。

(3) ハードとソフトを組み合わせた「減災」対策

ハード整備による防災対策は大変有効ではあるものの、災害はいつ何時どのように発生するかは分からず、数量的にも限界があるため、これだけで万全の対策であるとはいえない。

今後、大規模災害発生時においても必要な社会経済機能を維持していくために、各種施設の耐震化等のハード整備を進めていくとともに、避難対策の強化、地域住民による防災訓練の実施、防災教育の充実等のソフト対策を組み合わせることで減災対策を進めていく。

(4) 広域災害への備え

東日本大震災では、これまでに経験することのなかった規模の被害が発生し、震源地に近い地域では多くの市町村の行政機能が損なわれた。

このような事態が水害、台風・竜巻等風害等でも発生し得ることを踏まえ、栃木県では、県内外に大規模災害が発生したときに、県と市町が連携し、栃木県が一体となった『チーム栃木』として被災した自治体を支える体制の整備を目指していくこととしており、市もこの取組に積極的に参加する。

また、市としても、県外の地方公共団体や各種団体、企業等との相互応援協力体制の構築を進めることとし、広域連携体制の充実強化に努めていく。

(5) 被災者の視点に立った支援活動

東日本大震災においては、最大で38万人を超える避難者が発生し、発災後1年を経過した時点においても約1万8千人が公民館や学校、ホテル・旅館等住宅以外の場所での生活を余儀なくされている。

また、令和元年度東日本台風等に見られたように、風水害においても数日にわたって多くの方々が避難を余儀なくされることも起こりうる。

これらの被災者に対して適切な支援を実施していくために、行政や市民、ボランティア団体・NPO、社会福祉協議会等が一体となって、被災者の視点に立ったきめ細かな支援活動を実施していく体制を整備していく。特に、高齢者や障がい者、難病患者、透析患者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者や女性、子どもに対する十分な配慮が必要であ

る。

3 主な取組内容

(1) 市民の防災意識の向上

市主催の総合防災訓練を定例化（年1回）し、市民の防災意識向上を図る。

(2) 情報伝達体制の整備

現在、市民への情報伝達手段としては、主に市防災情報システムを活用していることから、設備の定期的な点検・整備及び操作方法の習熟等を図る。また、ホームページや携帯メール等、インターネットの活用による情報伝達体制の整備を進める。

(3) 物資備蓄体制の強化

備蓄物資、備蓄用倉庫・格納庫の整備を早急に行うと同時に、市民に対しても最低3日分の食料、飲料水、生活必需品を確保するよう市の広報紙などを通じて呼びかける。また、量販店、コンビニエンスストアなどとの物資に関する協定整備を図り、備蓄体制の強化に努める。

(4) 要配慮者に配慮した防災対策

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等、要配慮者の所在情報管理のほか、自主防災組織、NPO等との連携強化を図り、こうした人びとに配慮した防災対策の整備に努める。

(5) 大規模災害に対応できる防災体制の充実

阪神・淡路大震災のような、想定をはるかに上回る大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、防災基盤の充実、自治体間の相互応援体制の整備などを進める。

(6) 洪水ハザードマップ及び地震防災マップの活用

大規模な水害及び地震に対応するために、ハザードマップ・防災マップを活用して、ハード、ソフト一体となった総合的な地域の安全度を確保するための社会基盤の整備や既存施設の強化を図り、住民自らが安全で安心して暮らせるような地域づくりを行う。

第3節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市や県、防災関係機関、市民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

1 防災関係機関等の責務

いっどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、市や県等による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティア団体やNPO等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

(1) 市・消防機関

市は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、下野市の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市は、県及び県警察と連携して災害時に情報収集・伝達も含めた警備活動体制の強化を図る。

消防機関（消防組織法第9条に規定する機関をいう。以下同じ。）は、市の責務が十分に果たされるよう、法令、市地域防災計画等で処理するよう定められた事項を市と連携して実施する。

(2) 県

県及び県警察は、県の地域、県民の生命、身体、財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

(3) 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県、市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関、指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、県、市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

(6) 市民

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等

防災に寄与するよう努める。

2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

(1) 市

機 関 名	業 務 の 大 綱
下 野 市	<p>下野市防災会議に関する事務</p> <p>災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備に関すること。 ・ 防災に関する訓練及び教育、広報の実施に関すること。 ・ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 ・ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 ・ 防災情報の収集伝達システムの整備に関すること。 ・ 自主防災組織の育成指導と地域住民の防災対策の促進に関すること。 ・ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に関すること。 ・ 前記に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の障害となるべき状態等の改善に関すること。 <p>災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 ・ 警報の伝達並びに避難の指示及び避難所の開設に関すること。 ・ 消火、水防その他の応急措置に関すること。 ・ 被災者の救助、救護に関すること。 ・ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ・ 児童及び生徒の応急教育に関すること。 ・ 施設及び設備の応急復旧に関すること。 ・ 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 ・ 緊急輸送の確保に関すること。 ・ ボランティア活動に対する支援に関すること。 ・ 県外からの避難者受入れに係る県への協力に関すること。 ・ 県外からの広域一時滞在の受入れに関すること。 ・ 市民の避難・屋内退避、立入制限に関すること。 ・ 飲食物の安全性の確認及び県の指示による摂取制限に関すること。 ・ 前記に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 <p>災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 ・ 民生の安定化策の実施 ・ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 ・ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償の請求等に係る支援に関すること。 ・ 風評被害による影響等の軽減に関すること。 ・ 各種制限の解除に関すること。 ・ その他法令及び下野市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
--	--

(2) 消防機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
石橋地区消防組合消防本部 (石橋消防署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災等に対する予防、防御及び拡大防止対策 (2) 消防機材等の整備充実及び訓練 (3) 災害時における人命救助 (4) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査

(3) 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
栃 木 県	<p>災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備・改善 ・ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ・ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 ・ 災害危険箇所の災害防止対策 ・ 防災に関する施設・設備の整備、点検 ・ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 ・ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ・ 消防防災ヘリコプターの運用、点検 ・ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 ・ 自主防災組織等の育成支援 ・ ボランティア活動の環境整備 ・ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 ・ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 ・ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 <p>災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 ・ 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 ・ 専門家等の派遣要請 ・ 災害救助法の運用 ・ 消火・水防等の応急措置活動 ・ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 ・ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 ・ 緊急輸送体制の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の調達・供給 ・災害を受けた児童、生徒の応急教育 ・施設、設備の応急復旧 ・犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 ・県民への広報活動 ・ボランティアの受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入れ ・県外避難者の受入れの総合調整 ・県民の避難・屋内退避、立入制限 ・飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 ・その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 ・民生の安定化策の実施 ・公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 ・除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 ・損害賠償の請求等に係る支援 ・風評被害による影響等の軽減 ・各種制限の解除 ・その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
--	---

(4) 警察

機 関 名	業 務 の 大 綱
栃 木 県 警 察 (下 野 警 察 署)	・犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持等に関する事。

(5) 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東 京 管 区 気 象 台 (宇 都 宮 地 方 気 象 台)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、水象の観測やその成果を収集発表すること。 ・気象、洪水についての予報、警報を行い、関係機関に通知するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知するように努めること。 ・環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関する事。
関 東 管 区 警 察 局	<ul style="list-style-type: none"> ・管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。 ・他管区警察局及び警察庁との連携に関する事。 ・管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・警察通信の確保及び統制に関すること。
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害における金融上の措置に関すること。 ・災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。 ・地方公共団体に対する融資に関すること。 ・地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 ・国有財産の管理、処分に関すること。 ・地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること。
関東農政局 (栃木県拠点)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予防 <ul style="list-style-type: none"> (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 ・応急対策 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 (イ) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ) 主要食糧の需給調整に関すること。 (エ) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (オ) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること。 (カ) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること。 (キ) 農産物等の安全性の確認に関すること。 ・復旧対策 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 (ウ) 風評被害対策に関すること。

<p>関東森林管理局 (日光森林管理署)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 ・災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。 ・国有林林産物等の安全性の確認に関すること。
<p>関東経済産業局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 ・商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。
<p>関東東北産業保安監督部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること。 ・鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。
<p>関東総合通信局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電波、有線電気通信の監理に関すること。 ・防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関すること。 ・災害時における非常通信の確保に関すること。 ・非常通信訓練の計画、その実施についての指導に関すること。 ・非常通信協議会の運営に関すること。 ・災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 ・電気通信事業者の被災・復旧状況を把握すること。 ・放送局の被災・復旧状況を把握すること。
<p>国土交通省関東運輸局 (栃木運輸支局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸事業の災害予防に関すること。 ・災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること。 ・運輸事業の復旧、復興に関すること。
<p>国土交通省関東地方整備局 (下館河川事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼怒川の整備に関すること。 ・鬼怒川の維持管理に関すること。 ・水防訓練に関すること。 ・鬼怒川の水防活動に関すること。 ・鬼怒川の水位情報及び水防警報に関すること。 ・鬼怒川の浸水危険区域の周知に関すること。 ・鬼怒川の災害時における復旧資材に関すること。 ・鬼怒川の災害時における応急工事等に関すること。 ・鬼怒川の災害復旧工事に関すること。 ・河川の水質事故に関すること。 ・鬼怒川の河川管理施設の点検に関すること。

<p>国土交通省関東地方整備局 (宇都宮国道事務所 国分寺出張所)</p>	<p>直轄する道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災上必要な教育、訓練 ・通信施設等の整備 ・公共施設等の整備 ・災害危険区域等の関係機関への通知 ・官庁施設の災害予防措置 ・豪雪害の予防 <p>災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 ・水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 ・建設機械と技術者の現況の把握 ・災害時における復旧用資材の確保 ・災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 ・災害時のための応急資機材の備蓄 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ・緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。 <p>災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図る。</p>
<p>栃木労働局 (栃木労働基準監督 署・小山公共職業安 定所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業安全（鉱山関係を除く）に関すること。 ・雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。 ・労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
<p>関東地方環境事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ・放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 ・行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
<p>国土地理院 関東地方測量部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における地理空間情報の整備・提供 ・復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 ・地殻変動の監視

(6) 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第12特科 隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施する。

(7) 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本郵便(株)宇都宮 郵便局 (市内郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全に関すること。 ・災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。 ・災害特別事務取扱いに関すること。 <li style="padding-left: 20px;">(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 <li style="padding-left: 20px;">(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 <li style="padding-left: 20px;">(ウ) 被災地あて救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社栃木県 支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 ・災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること。 ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 ・義援金品の募集、配分に関すること。 ・日赤医療施設等の保全に関すること。 ・輸血用血液の確保及び供給に関すること。
日本放送協会宇都宮 放送局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ・報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 ・受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 ・放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守

東日本高速道路(株) 関東支社宇都宮管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 ・緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと。 ・災害により路線が不通となった場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 列車の運転整理、折返し運転、迂回を行うこと。 (イ) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること。 ・路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 ・死傷者の救護及び処理を行うこと。 ・事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと。 ・停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと。
東日本電信電話(株) 栃木支店	<ul style="list-style-type: none"> ・平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。 ・電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること。 ・災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること。 ・災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。 ・災害復旧及び被災地における情報流通について住民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。
日本通運(株)宇都宮支店	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること。
東京ガス(株) (宇都宮支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の安全、保全に関すること。 ・災害時におけるガスの供給に関すること。
東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	<ul style="list-style-type: none"> ・電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。
東京電力ホールディングス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の防災管理に関すること。 ・従業員等に対する教育、訓練に関すること。

1 第3節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株) 東海第二発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関に対する情報の提供に関すること。 ・放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 ・原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 ・原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 ・県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 ・除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関すること。
KDDI(株)小山テクニカルセンター ソフトバンク(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・通信施設の運用と保全に関すること。 ・災害時における通信のそ通の確保に関すること。
(株)NTTドコモ栃木支店	<ul style="list-style-type: none"> ・移動通信施設の運用と保全に関すること。 ・災害時における移動通信のそ通の確保に関すること。

(8) 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
関東自動車(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
北日本ガス(株) (一社)栃木県LPガス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の安全・保全に関すること。 ・災害時におけるガスの供給に関すること。
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する防災知識の普及に関すること。 ・情報の収集に関すること。 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ・報道に関すること。 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 ・受信対策に関すること。 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供

	<ul style="list-style-type: none"> ・放送通信施設の保守に関すること。 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 ・義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療救護活動に関すること。
土地改良事業団体連合会 (市内土地改良区)	<ul style="list-style-type: none"> ・水門、水路の操作に関すること。
(福)栃木県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。
栃木県石油商業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における燃料調達への協力に関すること。
(一社)栃木県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること。

(9) 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
(一社)小山地区医師会 (一社)小山歯科医師会 (一社)小山薬剤師会 (公社)栃木県柔道整復師会小山支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救急医療活動に関すること。
小山農業協同組合 宇都宮農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う農業関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 ・農作物等の災害応急対策についての指導に関すること。 ・被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。 ・協同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ・飼料、肥料等の確保対策に関すること。 ・農作物等の出荷制限等への協力に関すること。

下野市商工会 石橋商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関する事。 ・災害時における物価安定についての協力に関する事。 ・救助用物資及び復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。
(福)下野市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助金品の募集、被災者の救援又はボランティアの受入活用に関する事。 ・その他市が実施する応急対策の協力に関する事。
病院等経営者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 ・災害時における負傷者の医療救護及び助産並びに収容患者に対する医療の確保に関する事。 ・被ばく医療への協力に関する事。 ・被災した病院等の入院患者の受入れに関する事。
自治会等自治組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の配給、防犯その他市が実施する応急対策の協力に関する事。
一般運輸業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における緊急輸送の協力に関する事。
市内の建設業協会 下野市管工事組合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急復旧の協力に関する事。
社会福祉施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 ・災害時における入所者の安全確保に関する事。 ・被災した社会福祉施設の入所者の受入れに関する事。 ・福祉避難所としての施設の提供に関する事。
危険物関係施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における危険物の保安措置に関する事。
ケーブルテレビ(株) ケーブルビジョン(株) (FMゆうがお)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する防災知識の普及に関する事。 ・情報の収集に関する事。 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 ・報道に関する事。 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 ・受信対策に関する事。

	<p>被災地への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none">・放送通信施設の保守に関する事。 <p>基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守</p> <ul style="list-style-type: none">・義援金品の募集、配分等の協力に関する事。
--	---

第4節 下野市の概要

1 自然的条件

(1) 位置

本市は、関東平野の北部、栃木県の中南部に位置する。都心から約85kmの距離にあり、首都圏の一端を構成している。

(2) 地勢

南北約15.2km、東西約11.5kmで、北は県都宇都宮市、南は小山市、東は真岡市と上三川町、西は栃木市と壬生町に接し、面積は74.59km²である。

東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差の少ない、古来から開けた平坦で安定した、自然災害の少ない地域である。

(3) 気候

年平均気温は約14℃、年平均降水量が約1,300mmで、夏は高温多湿、冬は低温乾燥のやや内陸性を帯びた温暖な気候である。積雪はほとんどなく、雷が比較的多いという特徴がある。

2 社会的条件

(1) 人口

国勢調査によると、平成12年（57,447人）以降、増加傾向にあったものの、平成27年は59,431人、令和2年は59,507人と、近年はほぼ横ばいで推移している。また、世帯数は、23,497世帯であり、平成27年（21,394世帯）以降も依然として増加基調にある。

年齢別3階層人口では、令和2年で老年人口（65歳以上）が25.1%、年少人口（0～14歳）が11.8%であり、老年人口の増加と年少人口の減少の傾向が進んできている。

こうした実態を把握、検討し、防災面においても十分に反映させるよう、関係機関や関係団体と連携して、特に高齢者対策、住民の防災意識の向上等、各対策を推進していく。

(2) 土地利用状況

本市における土地利用状況は、次のとおりである。

土地利用状況（平成31年1月1日現在）

（単位：km²）

田	畑	宅地	山林・原野	雑種地	その他	総面積
23.80	16.14	13.76	3.90	3.27	13.72	74.59

資料：栃木県統計年鑑

面積の50%以上が農用地として利用されているが、交通の便がよいことにより、山林・農地の宅地化、市街化区域の開発等が進んでいる。特にJR宇都宮線の自治医大駅を中心にニュータウンによる新市街地が広がり、日光街道沿いの小金井や石橋の旧宿場町とその周辺部の田園地帯とともに市を形成している。

(3) 交通

国道4号、新4号国道、国道352号、JR宇都宮線など首都圏の中心部と東北地方を結ぶ大動脈が南北に通っている。また、高速道路とのアクセスも栃木インターチェンジ（東北自動車道）に加え、北関東自動車道の壬生、宇都宮上三川の両インターチェンジの開通により、利便性がいっそう増している。

JR宇都宮線には、小金井、自治医大、石橋の3つの駅を有し、都心まで快速等で約70分、小山から東北新幹線利用で約40分の通勤圏である。

(4) 防災をめぐる社会構造の変化への対応等

ア 都市化に伴う防災対策

都市化の進展に伴い、市街地等においては住宅が密集し、空き地や広場等のオープンスペースが減少傾向にあるとともに、日常生活においてもガス・石油・化学製品等が多用されるなど、火災の危険性や火災時の被害を拡大させる要因も増大している。

このため、市は、土地区画整理事業等を推進し、防災に配慮した土地利用への誘導を図っていくなど、災害に強いまちづくりを形成していくものとする。

イ 要配慮者の増加に伴う防災対策

本市も、高齢化が進行し、また障がい者や外国人等の要配慮者も年々増加の傾向にある。このため、要配慮者に配慮したきめ細かい対策を他の福祉施策と連携して行うとともに、要配慮者利用施設における災害に対する安全性の向上を図る。

ウ 産業構造の変化に伴う防災対策

コンピュータ、通信情報ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すとともに、これらの施設で災害時に被害が発生した場合は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることになる。このため、こうした施設の耐震化、補完機能の充実等を推進する。

エ 人的ネットワークの促進

元来、災害に見舞われることの少なかった本市においては、住民の防災意識は低いと言わざるをえない。さらに、住民意識の変化に伴い、近隣扶助の意識が希薄になってきているといわれるなかで、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民による防災訓練の実施等を通じて、防災意識の高揚を図る。

第5節 地震被害想定

栃木県は、平成25年度に地震被害に迅速、的確に対応し、総合的な防災体制を確立するための基礎資料として、県内において最も甚大な被害を被る可能性のある地震を想定し、その場合の被害を予測したほか、各市町が防災行政等の参考とするため、各市町直下の地震についても被害想定を行った。

市は、この調査の結果を踏まえ、市地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進することとする。

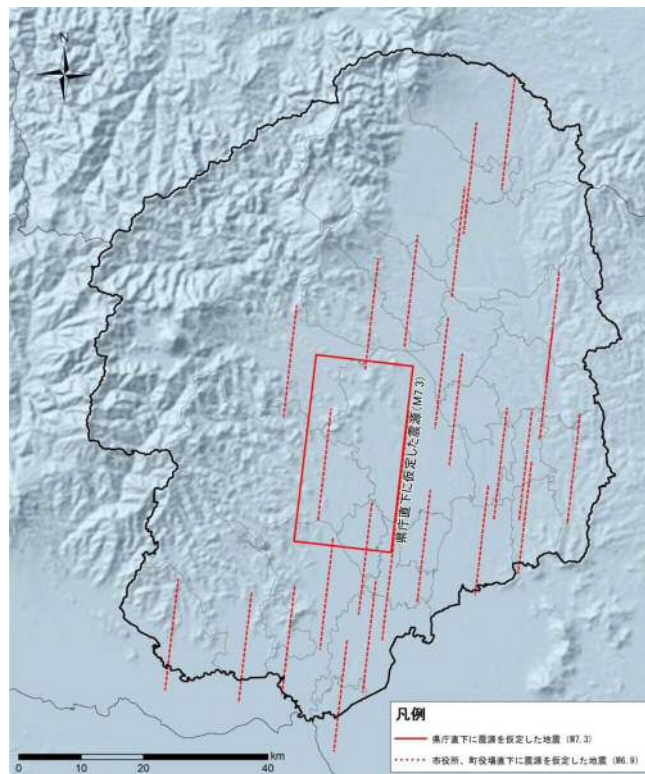
1 想定条件

(1) 市内最大の被害を及ぼす地震の想定

下野市として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い「下野市直下地震」を想定する。

想定地震の概要

想定地震名	地震規模	断層長さ	震源深さ
想定下野市直下地震	M6.9	約18km	約10km



想定震源の位置（どこでも起こりうる直下の地震）

(2) 発災ケース

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることが考えられるため、以下の三つのケース（季節・時刻）を設定した。

①冬深夜……多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する危険性が

高い。一方、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。

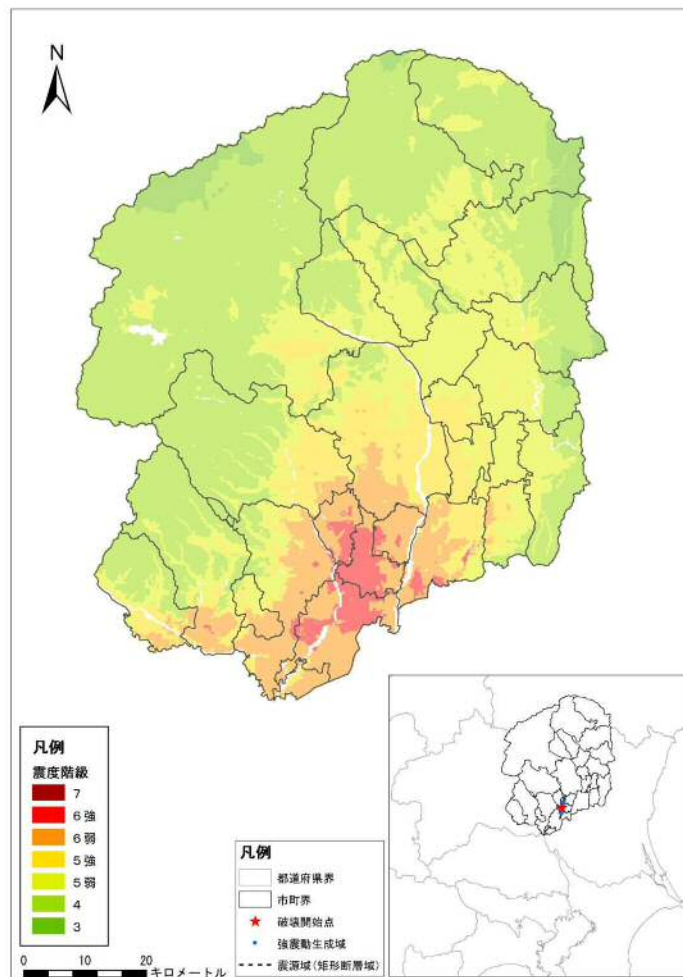
②夏12時……オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、建物倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。

③冬18時……住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

2 被害想定結果

(1) 震度分布

想定下野市直下地震の地震動に関する予測結果は図のとおりである。

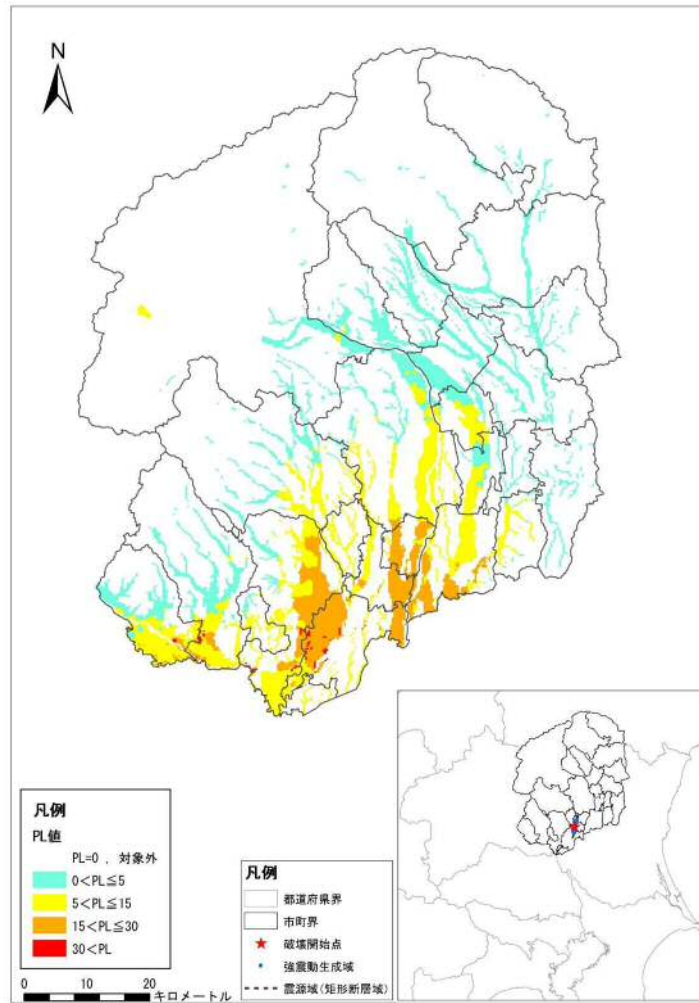


下野市直下に仮定した地震 (M6.9) 震度分布図

震度7となる地域は全く発生しないものの、宇都宮市から小山市までの広いエリアで震度6弱、本市も広範囲で震度6強となる。また、ほぼ全県的に震度4以上となり、全県の約半分が震度5弱以上となる。

(2) 液状化危険度

想定下野市直下地震の液状化危険度に関する予測結果は図のとおりである。



下野市直下に仮定した地震（M6.9） 液状化危険度

南河内地区を中心に、液状化が発生する危険性が高い。

(3) 本市における被害予測結果

「想定下野市直下地震」による本市における被害予測は次のとおりである。

想定シーンについては、建物被害、人的被害については人的被害が最も大きくなる「冬・深夜、風速10m/s」の場合の被害を、それ以外の項目はそれぞれの項目で最も被害が大きくなる「冬・18時、風速10m/s」の場合の被害をまとめたものである。

ア 建物被害（冬・深夜；10m/s）

（単位：棟）

区分	液状化	地震動	土砂災害	合計	火災による 建物焼失棟数
全壊棟数	10	2,639	0	2,649	17
半壊棟数	20	5,887	0	5,908	

注：小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

イ 人的被害 (冬・深夜; 10m/s) (単位: 人)

区 分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計	要救助者
死者数	167	0	0	168	641
負傷者数	1,642	0	1	1,643	
うち重傷者数	289	0	0	289	

注: 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

ウ ライフライン被害 (直後) (冬・18時; 10m/s)

上水道 (断水人口)	下水道 (支障人口)	電力 (停電軒数)	通信(固定電話 不通回線数)	ガス (供給停止戸数)	L P ガス (供給停止戸数)
53,187人	15,518人	6,202軒	2,917回線	3,079戸	3,587戸

エ 避難者数 (当日・1日後) (冬・18時; 10m/s) (単位: 人)

避難所避難者	避難所外避難者	合計	帰宅困難者	滞留者
5,958	3,972	9,930	7,390	4,505

オ 経済の直接被害額 (冬・18時; 10m/s) (単位: 億円)

建物資産等	ライフライン・交通施設等	災害廃棄物
1,782	700	60.7

被害予測結果からも分かるように、「想定下野市直下地震」においては、本市に甚大な被害が発生することが予測されている。

市は、この被害想定調査結果を一つの目安とするとともに、今後国や県あるいは各防災関係機関が発表する報告書等、地震に関する最新情報の収集に努め、大規模地震が発生した際の初動体制の構築など、必要な震災対策を推進する。